

令和5年度

「防犯カメラの整備に対する補助金」 の手引き（整備編）



ひめじ市総務部安心安全課

目次

設置（新たに防犯カメラの設置及び既存のカメラを更新する団体向け）	- 1 -
1 概要.....	- 1 -
2 補助金交付までの流れ.....	- 3 -
3 事前に準備すること.....	- 4 -
4 申請時期.....	- 4 -
5 提出書類.....	- 5 -
6 記載例.....	- 7 -
7 補助金の返還.....	- 16 -
8 狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の遵守.....	- 16 -
9 ホームページへの掲載等.....	- 16 -
関連例規集.....	- 18 -
◆ 狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例.....	- 18 -
◆ 狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則.....	- 23 -
◆ 狛江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱.....	- 26 -
参考 町会（商店会）防犯カメラ設置運用基準（見本）	- 32 -

令和5年度泊江市防犯カメラの整備に対する補助金

設置（新たに防犯カメラの設置及び既存のカメラを更新する団体向け）

1 概要

◆目的

防犯カメラの整備に対する補助金は、町会・自治会、商店街等の地域団体が防犯カメラを整備することに対し、その費用の一部を補助することにより、防犯対策の向上を図り、安心で安全なまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

◆対象団体

町会・自治会等、防犯活動団体 【事業名：見守り活動支援事業】

商店街等 【事業名：防犯設備整備事業】

◆対象経費

公共の場所に向けた防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）の購入、取付等の経費
※特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供されるものを除きます。

※地域団体が支出する経費のうち、市長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等が確認できるものとし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としません。

- (1) 既存設備に係る機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費
- (2) 既存設備の消耗品の交換に係る経費
- (3) 土地の取得、造成、補償及び使用に係る経費

◆補助率・補助限度額

補助率	補助限度額
【見守り活動支援事業】 <u>6分の5以内</u> （1,000円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。）	1 地域あたり予算の範囲内で防犯カメラ1台あたり60万円を限度に補助する。
【防犯設備整備事業】 <u>3分の2以内</u> （1,000円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。）	

◆補助金額

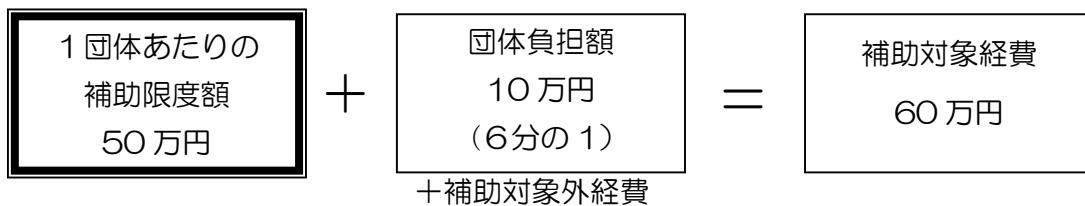
令和5年度の補助金の予算額は約**643万円**です。(計20台を予定)

※予定台数以上の申請があった場合は、設置台数を減らしていただくなど、調整をさせていただくことがあります。

■見守り活動支援事業（自治会・町会向け）の場合は、経費の6分の5が補助率です。

(例) 60万円の事業の場合、50万円が補助金、10万円が自己負担になります。

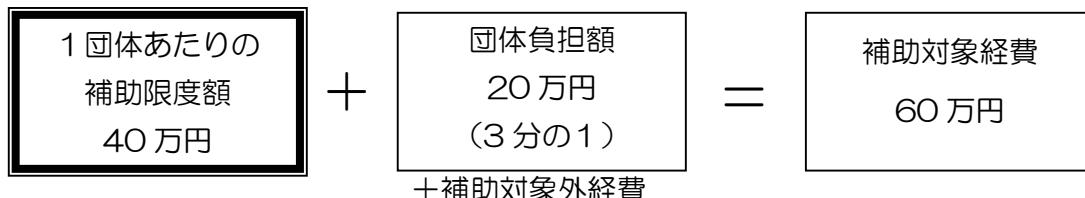
※補助対象経費を超える部分は団体の負担になります。



■防犯設備整備事業（商店街向け）の場合は、経費の3分の2が補助率です。

(例) 60万円の事業の場合、40万円が補助金、20万円が自己負担になります。

※補助対象経費を超える部分は団体の負担になります。



◆補助金交付の条件

当該補助金を活用して防犯カメラの整備をしようとする場合において、以下のことを確認してください。

- ・令和6年2月末までに完了できる事業であること。（実績報告書の提出まで）
- ・占用許可等が必要な箇所に設置する場合、当該箇所の占用許可等を受けていること、又は受けられる見込みがあること。
- ・地域において住民の合意形成がなされている（設置場所周辺の住民の了承を含む）、又は事業開始までにその見込みがあること。
- ・防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準（p.32 見本参照）が防犯カメラの運用開始までに定められる見込みがあること。
- ・地域での活動（防犯パトロール等）が月1回以上あること。

※東京都の補助金を活用しますので、担当者によるヒアリングを行うことがあります。

2 補助金交付までの流れ



申請者は団体内での合意形成を経て、防犯カメラ設置運用基準（案）の検討、設置する場所の選定、業者に見積もり等の依頼などを行い、申請の準備を行います。

★交付申請前に調布警察署生活安全課とカメラ設置場所の調整をしてください。



申請者は、必要な書類を添えて、安心安全課に補助金交付申請書を提出します。

令和5年5月8日（月）～6月30日（金）



市は、必要に応じて団体へヒアリングを実施した後、申請内容を審査・調査し、交付決定を行い、申請者に通知します。（町会・自治会：10月中旬頃、商店街11月上旬頃）



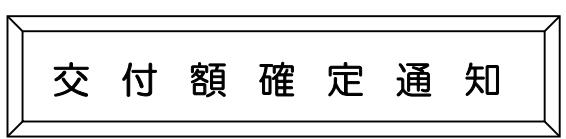
申請者は、決定通知を受けたのち、業者と契約を締結し、設置工事を開始します。（11～12月頃）
※1月までに工事完了が目安



申請者は、支払額が決定し、概算払の必要がある場合は、概算払請求書を市に提出します。
※必ずしも全ての団体が行う必要はありません。
（12月末まで）



工事が完了したのち、必要書類を添えて、安心安全課に実績報告書を提出します。（2月末まで）



市は、実績報告の内容を審査・調査し、交付額を確定し、申請者に通知します。（3月頃）



申請者は、交付額確定通知を受けたのち、補助金の請求を行い、市から補助金の交付を受けます。

★概算払を受けた申請者は、精算書を提出します。

3 事前に準備すること

合意形成・予算確保

団体内の合意形成をし、予算を確保しましょう。

設置場所の選定

防犯カメラの設置場所を選定しましょう。

※防犯カメラを設置する場所の周辺住民への説明（設置理由、撮影範囲）を必ず行ってください。

見積もり依頼

設置業者に費用の見積もりを依頼しましょう。

設置運用基準（案）の検討

防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準（設置運用基準）を検討しましょう。

必要書類の準備

申請書を作成し、必要書類を揃えましょう。

4 申請時期

補助金の申請時期は下記のとおりです。なお、事前相談の時点で複数の希望団体があった場合は、申請前に調整させていただくことがあります。

申請書類をとりまとめた上で、安心安全課へ申請してください。

事前相談 (団体 → 安心安全課)	申請期間 (団体 → 安心安全課)	交付決定 (安心安全課 → 団体)
随時受付	5月8日～6月30日	町会・自治会：10月中旬 商店街：11月上旬

※防犯カメラの設置を検討している団体は、安心安全課にご相談ください。（随時受付）

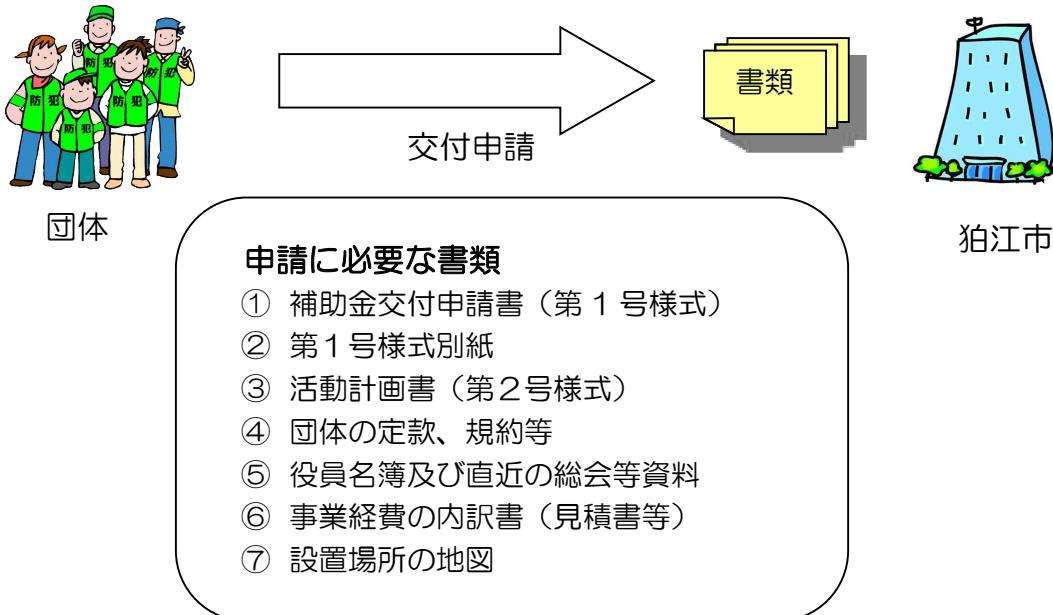


防犯カメラのことわからぬことが
あつたら、まずは安心安全課に相談し
てみましょ。防犯カメラの業者の情
報提供もしています。お気軽にどうぞ。

5 提出書類

交付申請時（6月末まで）

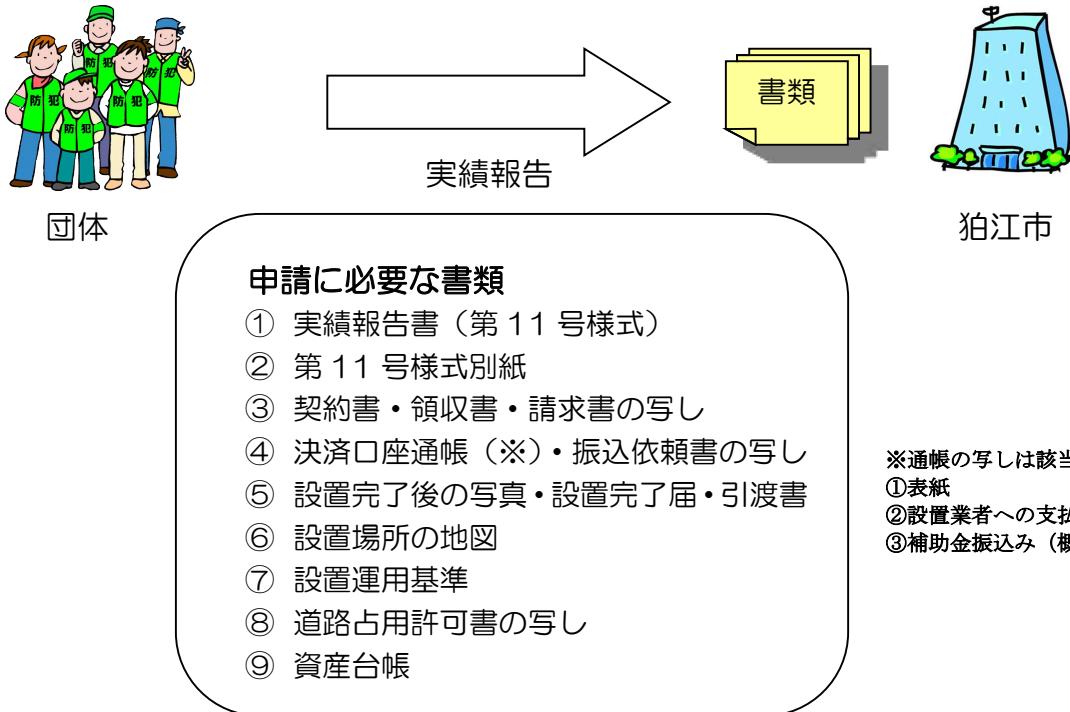
1 事業計画を練って、申請期間内に安心安全課へ交付申請を行います。（郵送可）



※概算払いの必要がある場合は、12月末までに概算払請求書（第10号様式）を安心安全課に提出します。

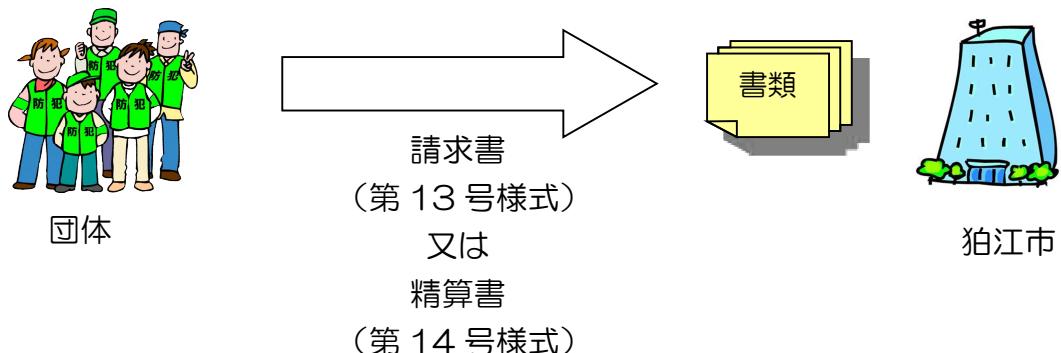
実績報告時（2月末まで）

2 事業完了後、実績報告書を安心安全課に提出します。



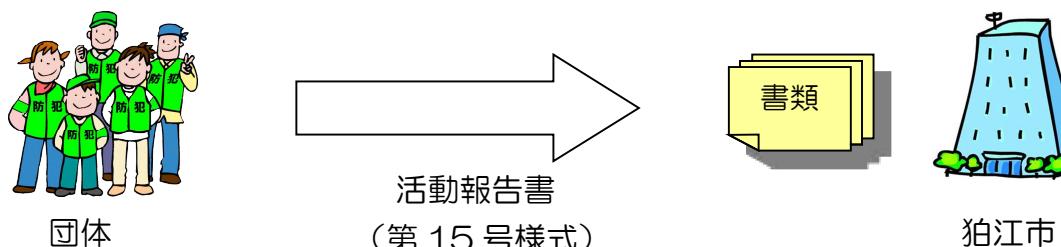
補助金請求時（3月頃）

3 市から補助金交付額確定通知書を受け取ったのち、請求書（※概算払請求を行った場合は精算書）を安心安全課に提出します。



事業完了後（次年度）

4 事業完了後、1年を経過した時期に活動状況について、安心安全課に報告します。



★概算払いとは

- ・補助金は通常の手続きの場合、2月実績報告後に交付されます。
- ・概算払いの手続きを行うことにより、実績報告前に補助金の支払いを受けることができます。
- ・概算払いを希望する団体は補助金交付決定後、12月までに安心安全課に概算払いの申請をしてください。

6 記載例

申請日を記入

第1号様式（第5条関係）

令和〇〇年●月●日

狛江市長 宛て

代表者の住所・電話等を記載

(申請者) 地域団体名 **こまえ〇〇町会**
代表者 **狛江 一郎**
住 所 **狛江市和泉本町・・・**
電 話 **03-3430-1111**

狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付申請書

防犯カメラの整備に係る事業を下記のとおり行いたいので、狛江市防犯カメラの整備に対する補助申請を行います。町会・自治会等はこちらに〇を記入により、補助申請を行います。

1 補助対象事業名 **見守り活動支援事業**・防犯設備整備事業

2 補助金交付申請額 **1,500,000 円** 総事業費・交付申請額等を記入（p.2 を参照）

3 補助金交付申請額の内訳

総事業費	補助対象経費	交付申請額
1,800,000 円	1,800,000 円	1,500,000 円

※交付申請額は、補助対象経費（基準額）に見守り活動支援事業の場合にあっては6分の5を、防犯設備整備事業の場合にあっては3分の2を乗じた額以内の金額を記入すること。ただし、交付申請額に1,000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

4 添付書類

- (1) 定款、規約等
- (2) 役員名簿及び直近の総会等資料
- (3) 事業経費の内訳書（見積書等）
- (4) 設置場所の地図
- (5) 防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準
- (6) その他市長が必要と認める書類

第1号様式 別紙

補助対象事業名 : 見守り活動支援事業・防犯設備整備事業

地域団体名 : こまえ〇〇町会

地域団体代表者氏名 : (職名) 町会長 (氏名) 泊江 一郎

(1) 実施内容

防犯カメラの整備

(2) 補助対象事業の目的・必要性・活動の実施状況

月2回程度防犯パトロールを実施している。

地域住民の防犯に対する要望は強く、防犯カメラを設置して、犯罪を未然に防ぐ必要性がある。

(3) 補助対象事業概要(設置する防犯カメラの場所、台数、既存の防犯カメラの概要等)

※設置場所の地図を別に添付すること。

設置場所住所 : 泊江市和泉本町・・・ 台数 : 3台 既存の防犯カメラ : なし

(4) 補助対象事業の実施スケジュール

事業実施は市からの交付決定以降になります

11月契約 12月占用申請等 1月設置工事

(5) 補助対象事業に要する経費負担区分

総事業費 A	補助対象外 経費 B	補助対象 経費 C (=A-B)	補助対象経費に係る負担区分	
			補助金額 D	自己負担額 E (=C-D)
1,800,000 円	0 円	1,800,000 円	1,500,000 円	300,000 円

※必要に応じて項目を追加すること。

※別途事業経費の内訳書(見積書等)を添付すること。

※本申請時又は実績報告時に防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準を添付すること。

(1) 防犯カメラの運用に係る費用(ランニングコスト)負担の計画

電気料・保守等の費用として、〇〇円/年の予定

わかる範囲で記入。

令和〇〇年●月●日

泊江市長 あて

(申請者) 地域団体名 **こまえ〇〇町会**
代表者 **泊江 一郎**
住所 **泊江市和泉本町・・・**
電話 **03-3430-1111**

泊江市防犯カメラ整備事業活動計画書

泊江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

(1) 地域団体名 **こまえ〇〇町会**

(2) 防犯担当者又は代表者氏名 職名 **町会長** 氏名 **泊江 一郎**

(3) 活動開始時期

令和〇〇年11月 ●日

(4) 活動計画（活動内容、活動頻度等）

（町会・自治会の場合の例）

月に〇回程度防犯パトロール活動を実施の予定です。

（商店街の場合の例）

防犯カメラの設置をアピールするため、防犯カメラ設置中の看板を設置したり、チラシなどを回覧板でお知らせするなど、安心して買い物ができる商店街を目指します。また、町会と協力して、月に1回程度、商店街のパトロールを実施します。

令和〇〇年●月●日

狛江市防犯カメラ整備事業補助金概算払請求書

狛江市長 宛て

(補助事業者) 地域団体名 **こまえ〇〇町会**
代表者 **狛江 一郎**
住所 **狛江市和泉本町・・・**
電話 **03-3430-1111**

令和〇〇年●月●日付け狛総安発第〇〇〇号により交付決定のあった補助対象事業について、狛江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次の理由により補助金の概算払を受けたいので請求します。

なお、精算のため、狛江市防犯カメラ整備事業補助金精算書（第14号様式）により滞りなく精算内容を報告します。

1 概算払を受けようとする理由

〇〇町会の予算執行上、防犯カメラ整備事業費の支出前に、補助金を受領する必要があるため。

2 概算払を受けようとする補助金の額及びその算出基礎

1,500,000 円

(算出基礎)

総事業費 1,800,000円×補助率 5/6=1,500,000円

第 11 号様式（第 11 条関係）

年　月　日

柏江市長 宛て

(補助事業者) 地域団体名 **こまえ〇〇町会**
代表者 **柏江 一郎**
住 所 **柏江市和泉本町・・・**
電 話 **03-3430-1111**

柏江市防犯カメラ整備事業実績報告書

令和〇〇年●月●日付け柏総安発第〇〇〇号により交付決定のあった補助対象事業が完了しましたので、柏江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱第 11 条本文の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助対象事業実績

(1) 交付決定額

1,500,000 円

(2) 補助金実績額

1,500,000 円

2 補助対象事業実績内訳

総事業費	補助対象経費	補助金実績額
1,800,000 円	1,800,000 円	1,500,000 円

※補助金実績額は、補助対象経費（基準額）に見守り活動支援事業の場合にあっては 6 分の 5 を、防犯設備整備事業の場合にあっては 3 分の 2 を乗じた額以内の金額を記入すること。ただし、補助金実績額に 1,000 円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。

3 添付書類

(1) 契約書の写し

(2) 領収書及び請求書の写し

※補助対象経費が分かる内訳書を添付してください。

(3) 設置完了後の写真

(4) 設置場所の地図

(5) 防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準

(6) その他市長が必要と認める書類

第 11 号様式 別紙

補助対象事業名 : 見守り活動支援事業・防犯設備整備事業

地域団体名称 : こまえ〇〇町会

地域団体代表者氏名 : (職名) 町会長 (氏名) 泊江 一郎

(1) 実施内容	防犯カメラの整備			契約日 ～工事完了の日
(2) 補助対象事業の実施期間	令和〇〇年〇月〇日から令和●●年●月●日まで			
(3) 補助対象事業の具体的な内容（整備した防犯カメラの概要等） ※設置場所の地図を別に添付すること。 防犯カメラ2台 SDカード記録方式 街路灯（番号・・・）				
(4) 補助対象事業実施後又は今後見込まれる効果等 防犯カメラを整備したことにより、犯罪抑止に効果が見込まれる。また、「防犯カメラ作動中」の看板を設置したことにより、犯罪者を寄せ付けない効果も期待できる。 防犯パトロールの実施などで地域住民の防犯に対する意識の高まりが期待できる。				
(5) 事業に要した経費負担区分				
総事業費 A	補助対象外経費 B	補助対象経費 C (=A-B)	補助対象経費に係る負担区分	
			補助金額 D	自己負担額 E (=C-D)
1,800,000 円	0 円	1,800,000 円	1,500,000 円	300,000 円
※必要に応じて項目を追加すること。 ※別途事業経費の内訳書を添付すること。 ※防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準を添付すること。 ※補助金額Dは、補助対象経費（基準額）Cに見守り活動支援事業の場合にあっては6分の5を、防犯設備整備事業の場合にあっては3分の2を乗じた額以内の金額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。				
(6) 活動の実施状況（内容、実施時期、頻度等） 防犯パトロールを月に〇回実施中				

第13号様式（第13条関係）

令和〇〇年●月●日

狛江市長 あて

（申請者） 団体名 **こまえ〇〇町会**
代表者 **狛江 一郎**
住所 **狛江市和泉本町・・・**
電話 **03-3430-1111**

狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付請求書

令和〇〇年●月●日付け**狛総安発第・・・・号**により確定通知のあった防犯カメラの整備に対する補助金について、狛江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を請求します。

記

1 請求額

金 1,500,000 円

2 振込先

金融機関名	●●銀行	支店名	□□支店
預金種類	(普通) 預金	口座番号	1234567
口座名義	(フリガナ) コマエマルマルチョウカイ チョウカイチョウ コマエイチロウ こまえ〇〇町会 町会長 狛江 一郎		

令和〇〇年●月●日

狛江市防犯カメラ整備事業補助金精算書

狛江市長 宛て

(補助事業者) 地域団体名 **こまえ〇〇町会**
代表者 **狛江 一郎**
住所 **狛江市和泉本町・・・**
電話 **03-3430-1111**

令和〇〇年●月●日付け**狛総安発第・・・・号**により交付決定のあった補助対象事業について、狛江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱第13条第3項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容

受領額	<u>1,500,000</u> 円	補助金交付額
支出額	<u>1,500,000</u> 円	受領額のうち、 支出した額＝補助金交付額
差引剰余（又は不足）額	<u>0</u> 円	

2 添付書類

領収書等補助対象経費に係る支出の確認ができる書類

令和〇〇年●月●日

泊江市長 あて

(申請者) 地域団体名 **こまえ〇〇町会**
代表者 **泊江 一郎**
住 所 **泊江市和泉本町・・・**
電 話 **03-3430-1111**

泊江市防犯カメラ整備事業事業完了後活動報告書

令和〇〇年●月●日付け**泊総安発第・・・・号**により交付決定のあった事業について、
泊江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり
その活動状況を報告する。

記

(1) 地域団体名称	こまえ〇〇町会	
(2) 防犯担当者又は代表者氏名	職名 町会長	氏名 泊江 一郎
(3) 活動報告日	令和〇〇年●月●日	
(4) 実施内容	防犯パトロール・防犯情報の交換・チラシの配布	
(5) 活動の具体的な内容・頻度	月●回の防犯パトロール・防犯情報の交換 防犯カメラ設置中の看板の設置・防犯カメラ設置をアピールしたチラシの配布	
(6) 活動の効果	防犯カメラを整備したことにより、犯罪が減ったように感じる。また●件の犯人検挙につながった。その他、パトロールの実施が開始されるなど、住民の防犯意識の高まりに大きく寄与した。	

7 補助金の返還

次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求める場合がありますのでご注意ください。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令、条例、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（平成25年規則第34号）又は要綱に基づく命令に違反したとき。
- (4) 取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (5) 事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難になったと判明したとき。

8 犬江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の遵守

防犯カメラの適切な管理・運用が行われるよう、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を遵守してください。

- ◆設置運用基準を、防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに提出してください。
- ◆防犯カメラの設置者は管理責任者を定め、防犯カメラを設置していること及び管理責任者の名称を表示してください。管理責任者は防犯カメラの適正な運用を行うとともに、防犯カメラの作動状況等を点検してください。
- ◆設置者等は、映像データ及び記録媒体の適正な管理をしてください。
※映像データの保管期間は**14日以内を限度**とします。
- ◆原則、映像データを目的外利用及び外部提供をしてはならず、外部提出等をする場合は、提供先に適正管理を遵守させてください。
- ◆管理責任者は、本人から開示を求められた場合、開示するよう配慮してください。

9 ホームページへの掲載等

狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例に基づき、市内の防犯カメラの届出状況等を広報こまえ・公式ホームページ等で公表します。また、防犯カメラの整備による犯罪抑止の効果を高めるため、この補助金の活用事例として紹介をさせていただくことがあります。

<MEMO>

関連例規集

◆ 狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に關し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な管理を行い、狛江市安心で安全なまちづくり基本条例（平成24年条例第18号。以下「基本条例」という。）第9条の規定に基づく施策を推進するとともに、市民等のプライバシーその他の権利を保護し、市民が安心して安全に暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防及び事故の防止を目的として、公共の場所を撮影するため固定して設置する映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するものをいう。
- (3) 市民等 基本条例第2条第1号に規定する市民又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (4) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像で、記録媒体に記録されたものをいう。
- (5) 防犯対象区域 防犯カメラの設置により、犯罪の予防又は事故の防止をしようとする区域又は場所をいう。
- (6) 防犯カメラの運用 次に掲げる事項を行うことをいう。
 - ア 防犯カメラにより撮影又は監視を行うこと。
 - イ 防犯カメラにより撮影された映像の記録を行うこと。
 - ウ 映像データの保管、再生、複製、印刷、外部提供、目的の範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）、開示又は消去（映像を記録した媒体の廃棄を含む。）を行うこと。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置する者及び防犯カメラの運用をする者は、市民等がその容貌や姿態をその意に反して撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

(設置運用基準の届出等)

第4条 次に掲げる者で公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとする者は、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定め、市長に届け出なければならない。

- (1) 市
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指

定管理者

- (3) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体及び町会、自治会等これらに準ずる団体
 - (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく振興組合及び振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく商店街協同組合並びにこれらに準ずる団体
 - (5) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、規則で定めるもの
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(設置者の責務等)

- 第5条 前条の規定による届出の義務がある者（以下「届出義務者」という。）で防犯カメラを設置しようとするものは、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 防犯カメラの設置台数をこの条例の目的に照らして必要最小限の台数とすること。
 - (2) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、この条例の目的に照らして必要最小限の範囲とすること。
 - (3) 防犯カメラの運用を適正に行わせるために、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこと。
 - (4) 防犯カメラの映像表示装置及び映像記録装置を外部から見通せない場所に設置すること。
 - (5) 防犯カメラの運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例に規定する責務を受託者に遵守させること。

2 届出義務者で防犯カメラを設置した者（以下「設置者」という。）は、防犯対象区域ごとに、その見やすい場所に防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の名称を表示しなければならない。

(管理責任者の責務等)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの運用がこの条例に基づき適正に行われるよう事務を統括するとともに、適時に、防犯カメラの作動状況等を点検しなければならない。

2 管理責任者は、前項の事務の適正化を図るため、防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を指定し、管理責任者及び取扱者以外の者には、当該防犯カメラの操作をさせてはならないものとする。

3 取扱者は、管理責任者の指揮監督の下に、防犯カメラの運用に関する事務を行うものとする。

(映像データ及び記録媒体の管理等)

第7条 設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置運用基準を遵守し、防犯カメラの運用を適正に行うこと。
- (2) 映像データから知り得た情報を他に漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 映像データを撮影時の原状により保管するものとし、編集又は加工してはならない

こと。

(4) 映像データの表示又は保管をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用しているときは、安全対策の措置を講じること。

(5) 映像データを複製し、又は印刷してはならないこと。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(6) 規則で定める保管期間を経過した映像データを速やかに消去すること。

(7) 記録媒体を保管するときは、施錠することができる保管庫に保管する等盗難及び紛失の防止のために万全の措置を講じなければならないこと。

(8) 記録媒体を廃棄するときは、粉碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記録媒体からの映像データの再生ができない状態にしなければならないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、管理する映像データ及び記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならないこと。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 設置者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第27条第1項に定める場合を除き、映像データを目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）してはならない。

2 管理責任者は、前項の規定により目的外利用等をしようとするときは、当該提供を行う相手方に対し次に掲げる事項及びこれらを遵守する旨を記載した文書を提出させるものとする。

(1) この条例の趣旨に照らし、映像データを適正に管理すること。

(2) 映像データの提供を受けた目的以外への利用及び映像データの第三者への無断提供をしないこと。

(3) 映像データの提供を受けた目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体を廃棄すること。

(映像データの開示)

第9条 管理責任者は、本人から自己の映像データの開示を求められたときは、本人に対し、当該映像データを開示するよう配慮しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、届出義務者、設置者又は管理責任者に対し、その管理する防犯カメラの設置又は防犯カメラの運用について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告により、第4条から第8条まで（第6条第3項を除く。）の規定に違反する行為があると認めるときは、届出義務者、設置者又は管理責任者に対し、当該違反行為の中止その他の違反を是正するために必要な措置を採るべき旨の指導をすることができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条による指導に従わない届出義務者、設置者又は管理責任者に対し、期限を定めて、当該指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告した場合において、同条の期限内にその勧告に

従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(苦情の処理)

第13条 設置者等は、当該防犯カメラの設置又は防犯カメラの運用について市民等から苦情があったときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

2 市民等は、設置者等が、前項の規定による苦情について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し、苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに適切な処理に努めなければならない。

4 市長は、第2項の規定による苦情の申出を処理する場合において、市民等から要請があったとき又は必要と認めるときは、狛江市個人情報保護審議会に対し意見を求めるものとする。

(運用状況の公表)

第14条 市長は、毎年1回以上、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 第4条の規定による届出の状況
- (2) 第10条第1項の規定による報告の徴収の状況
- (3) 第10条第2項の規定による指導の状況
- (4) 第11条の規定による勧告の状況
- (5) 前条第3項の規定による苦情の申出の状況

(市が設置した防犯カメラに係る映像データの取扱い等)

第15条 市が設置した防犯カメラに係る映像データの取扱いについては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、個人情報保護法及び狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号）の定めるところによる。

2 市による防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用については、この条例に定めるもののほか、個人情報保護法及び狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例の定めるところによる。

(委任)

第16条 この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置している者で第4条第1項各号のいずれかに該当するもの（以下「既存設置者」という。）は、施行の日から3月以内に、当該防犯カメラの設置運用基準を定め、これを市長に届け出なければならない。

3 既存設置者については、前項の規定により設置運用基準の届出がなされるまでの間は、第5条から第8条まで、第10条第2項、第11条、第12条及び第13条第4項の規定は適

用しない。ただし、施行の日から3月を経過した後は、この限りでない。

付 則（令和4年12月21日条例第34号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

◆ 狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所)

第2条 条例第2条第1号に規定する不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 道路に準ずる通路

(2) 鉄道の駅の自由通路

(設置運用基準の届出等)

第3条 条例第4条第1項に規定する防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 防犯カメラの設置目的に関すること。

(2) 防犯カメラの設置年月日に関すること。

(3) 防犯カメラの撮影対象区域に関すること。

(4) 防犯カメラの設置の表示に関すること。

(5) 防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）の設置及び指定に関すること。

(6) 防犯カメラの機器構成に関すること。

(7) 画像データの保管場所、保管方法、保管期間及び廃棄方法に関すること。

(8) 苦情の処理に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適正な管理及び運用に関し市長が必要と認めること。

2 条例第4条第1項の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、設置運用基準届（第1号様式）を市長に提出して行わなければならない。

3 条例第4条第1項第4号に規定するこれらに準ずる団体とは、次に掲げる事項に照らし、市長が認める団体をいう。

(1) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(2) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

4 条例第4条第1項第6号に規定する規則で定めるものは、主に市民により構成される犯罪の防止に関する自主的な活動を行う団体とする。

5 条例第4条第2項に規定する届出は、同条第1項の規定による届出の内容を変更しようとする日の14日前までに、設置運用基準変更届（第2号様式）を市長に提出して行わなければならない。

(防犯カメラの廃止届)

第4条 設置者は、防犯カメラを廃止したときは、廃止した日から14日以内に、防犯カメラ廃止届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(映像データの保管期間)

第5条 条例第7条第6号に規定する保管期間は、映像データを安全に保管できる期間であつて、かつ、防犯カメラの設置目的を達成することができる必要最小限度の期間で14日以内を限度とする。ただし、管理責任者は、運用上これによりがたい事情があるときは、保管期間を別に定めることができる。

(協議会の設置)

第6条 市長は、防犯カメラの効果的な整備を目的として、防犯カメラの整備に関する検討協議会を設置することができる。

(指導)

第7条 条例第10条第2項の規定による指導は、指導書（第4号様式）により行うものとする。

(勧告)

第8条 条例第11条の規定による勧告は、勧告書（第5号様式）により行うものとする。

2 前項の勧告の期限は、14日以内を限度とする。ただし、市長は、運用上これによりがたい事情があるときは、期限を別に定めることができる。

(公表の方法等)

第9条 市長は、条例第12条第1項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ公表通知書（第6号様式）を勧告を受けた者に送付しなければならない。

2 前項の送付を受けた者は、公表通知書の内容に対して意見を有するときは、当該公表通知書の到達の日から14日以内に、意見を記載した書面を市長に提出することができる。

3 条例第12条第1項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 安心安全課での供覧

(2) 広報こまえへの掲載

(3) 市公式ホームページへの掲載

(4) その他、効果的に周知できる方法

4 条例第12条第1項に規定する公表は、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の内容

(3) 公表の理由

(4) その他市長が必要と認める事項

(運用状況の公表の方法)

第10条 条例第14条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 安心安全課での供覧

(2) 広報こまえへの掲載

(3) 市公式ホームページへの掲載

(4) その他、効果的に周知できる方法

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月30日規則第38号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

◆ 狛江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地域団体が当該地域に防犯カメラを設置するにあたり、狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号。以下「規則」という。）の規定に基づき、当該防犯カメラの整備に係る費用の一部を補助することにより、防犯対策の向上を図り、もって安心で安全なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、市長が商店街と認めるもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (2) 商店街の連合会 次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法により設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
 - ウ ア、イ以外で、市内で組織された商店街連合会
- (3) 商店街等 商店街及び商店街の連合会をいう。
- (4) 地域団体 条例第4条第3号及び第6号に規定する団体並びに商店街等をいう。
- (5) 防犯カメラ 条例第2条第2号に規定する防犯カメラ（当該一定区域の不特定多数の者の用に供される目的で設置されるものであって、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供されるものを除く。）をいう。
- (6) 見守り活動支援事業 市長が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、当該地区内に所在する地域団体が公共空間における防犯のための見守り活動の推進を図ることを目的として行う事業のうち次の条件を具備する事業をいう。
 - ア 防犯に関する見守り活動を継続することが見込まれると市長が認めるものであること。
 - イ 商店街のみからなる団体が行う事業でないこと。
 - ウ 地域団体に商店街が含まれる場合においては、当該商店街の区域以外にも防犯カメラを設置すること。
 - エ 指定された年度内に完了できる事業であること。
 - オ 占用許可等が必要な箇所で事業を実施する場合においては、当該箇所の占用許可等を受けていること、又は受けられる見込みがあること。

カ 事業を実施する地域において住民の合意形成がなされている、又は事業開始までにその見込みがある事業であること。

キ 条例第4条に規定する防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準が防犯カメラの運用開始までに定められる見込みがあること。

(7) 防犯設備整備事業 商店街等が防犯対策の一環として防犯カメラを整備する事業のうち次の条件を具備する事業をいう。

ア 前号に規定する事業でないこと。

イ 前号ア及びエからキまでに規定する条件に該当すること。

(8) 防犯カメラの整備 見守り活動支援事業又は防犯設備整備事業により防犯カメラを設置することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、見守り活動支援事業及び防犯設備整備事業とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。なお、補助対象経費は、事業実施において地域団体が支出する経費のうち、市長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等が確認できるものとし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

(1) 既存設備に係る機能維持を目的とした修繕に係る経費

(2) 既存設備の消耗品の交換に係る経費

(3) 土地の取得、造成、補償及び使用に係る経費

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域団体（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 見守り活動支援事業の補助金の交付を受けようとする申請者は、前項に定める補助金交付申請書の提出の際、狛江市防犯カメラ整備事業活動計画書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請者は、前項に定める活動計画書を変更しようとする場合においては、速やかに狛江市防犯カメラ整備事業活動計画書を市長に再提出しなければならない。

4 交付申請額は、前条に規定する補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて算出した額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付することが適當であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定による審査等を行い、交付しないことに決定したときは、狛江市防犯カメラ整備事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するもの

とする。

(事業の内容変更等)

第7条 申請者は、前条第1項の交付決定額を上回る内容の補助対象事業を実施する場合、補助対象事業内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合において、あらかじめ狛江市防犯カメラ整備事業（変更・中止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更又は中止の内容が適当であると認めたときは、狛江市防犯カメラ整備事業（変更・中止）承認通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請の全部又は一部を取り下げようとするときは交付決定通知を受けた日から14日以内に、狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付申請取下書（第7号様式）を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 市長は、前項の規定により申請の取下げを受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、補助事業者に狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付決定取消書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに狛江市防犯カメラ整備事業遅延等報告書（第9号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第10条 補助事業者は、狛江市防犯カメラ整備事業補助金概算払請求書（第10号様式。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出することにより、概算払の請求をすることができるものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた場合において、補助対象事業の円滑な遂行に必要があると認めるときは、当該補助事業者に対し、補助金の概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに狛江市防犯カメラ整備事業実績報告書（第11号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付額確定通知書（第12号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付請求書（第13号様式）及び領収書等補助経費に支出を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、補助金を支払うものとする。

3 第10条第2項の規定により、概算払を受けた補助対象事業者は、前条の規定による確定通知書を受領した後、狛江市防犯カメラ整備事業補助金精算書（第14号様式）により、速やかに補助金を精算するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令、条例、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（平成25年規則第34号）又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (4) 取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (5) 第9条の規定による報告を受け、事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難になったと判明したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付決定取消書により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の経理等）

第16条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業に係る経費について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（事業完了後活動報告）

第17条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して1年を経過する日を含む月の初日から当該日を含む会計年度が終了するまでに、補助対象事業完了後の活動状況について、狛江市防犯カメラ整備事業事業完了後活動報告書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市長から要求があったときは補助対象となった防犯カメラの現況について市長に報告しなければならない。

（検査）

第18条 補助事業者は、市長が狛江市職員をして補助対象事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合又は補助対象事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

（違約金及び延滞金の納付）

第19条 第14条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、第15条の規定により補助金の返還を命じたときは、市長は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては

既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を補助事業者に納付させることができる。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させることができる。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第20条 第19条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間にかかる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害時等の場合の措置)

第21条 非常災害等による被害を受け、補助対象事業の遂行が困難となった場合の措置については、市長が指示するところによる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

付 則(平成28年3月17日要綱第14号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年4月14日要綱第70号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月30日要綱第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年12月13日要綱第131号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の柏江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則(令和3年3月31日要綱第23号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

対象経費	補助率	補助限度額
新たな防犯カメラ(モニタ一、録画装置等を含む。)の設置(購入、取付け等)	見守り活動支援事業 6分の5以内	1地域当たり予算の範囲内で防犯カメラ1台当たり60万円を限度に補助す
	防犯設備整備事業	

に係る経費	3分の2以内	る。
設置した防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）の更新（購入、賃借、取付け、撤去等）に係る経費	見守り活動支援事業 6分の5以内	
	防犯設備整備事業 3分の2以内	

第1号様式から第15号様式まで（省略）

参考 町会（商店会）防犯カメラ設置運用基準（見本）

町会（商店会）防犯カメラ設置運用基準

（目的）

第1条 この基準は、〇〇〇町会（商店会）街路に設置される防犯カメラの設置及び運用について、地域における犯罪の抑止を図るとともに、住民等のプライバシー等の保護を図るため必要な事項を定める。

（設置者等）

第2条 防犯カメラの設置者は、〇〇〇町会（商店会）とする。

- 2 防犯カメラは、〇〇〇町会（商店会）街路に別図のとおり設置する。
- 3 防犯カメラの機器構成は別紙のとおりとする。
- 4 防犯カメラの管理運用を適切に行うため管理責任者を置き、〇〇〇町会（商店会）防犯部長をもって充てる。

（管理責任者の責務等）

第3条 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 映像データにより知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないこと。
- (2) 防犯カメラの適正な管理運用のため、防犯カメラ取扱者を指定し、管理責任者及び取扱者以外の者に防犯カメラの操作をさせてはならないこと。
- (3) その他映像データの適正な取扱いに努めること。

（カメラ設置の表示）

第4条 防犯対象区域には、市民等から見やすい場所に、カメラを設置している旨及び管理責任者の名称、問い合わせ先等を記した表示板等を設置する。

「防犯カメラ作動中 〇〇〇町会（商店会）防犯部長」

（映像データ等の管理）

第5条 映像データの流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう次の措置を行う。

- (1) 映像データの保管期間は、14日間とし、保管期間終了後は自動的に消去されるものとする。
- (2) 映像データは撮影時の状態のままで保存することとし、編集、加工してはならない。
- (3) 原則として複製、印刷及び持ち出しをしてはならないこととする。
- (4) 映像データは記録した媒体を保管する場合は、保管庫に施錠のうえ保管するものとする。
また、廃棄する場合は、粉碎、溶解等により確実に廃棄処理を行うものとする。

(目的外使用等の制限)

第6条 設置者及び管理責任者は、次に掲げる場合を除き、映像データを目的外利用又は外部提供してはならない

- (1) あらかじめ本人の同意がある場合
- (2) 法令に特別の定めがある場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(苦情等の処理)

第7条 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは、誠実かつ速やかに対応しなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めのない事項については、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の趣旨をふまえ、〇〇〇町会（商店会）役員会で協議して定めるものとする。

別紙

防犯カメラの機器構成は下記のとおりとする。

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 設置台数 | 台 |
| (2) 設置年月日 | 令和 年 月 日 |
| (3) 映像記録方法 | S D カード |
| (4) モニター | なし 設置場所 |
| (5) レコーダー | なし 設置場所 |
| (6) 外部接続 | なし |
| (7) 供架場所 | 街路灯（所在地、道路名） |
| (8) 管理主体 | 町会（商店会） 委託（〇〇警備会社） |

<MEMO>

【問合せ先・提出先】

狛江市 総務部 安心安全課 防災防犯係

(住所) 〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5

(電話) 03-3430-1111 (内線8210)